

茅ヶ崎市記者発表資料
2021年1月27日
文化生涯学習部男女共同参画課 課長 森永 尚子
電話0467(82)1111 内線6031

多様性を認め、自分らしく生活できるまちへ 「茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度」を導入

近年、人権において性的マイノリティがひとつの分野として取り上げられており、その理解を深めようと、自治体や企業等でさまざまな取り組みが行われています。

市では、2021年度から始まる総合計画で位置付ける「多様性を認め、尊重し合う社会の実現」を目指すため、性的マイノリティをはじめとするさまざまな事情によって、婚姻の届出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている市民に寄り添っていきこうと、4月1日（木）から「茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度により、宣誓された方が自分らしく生活されることを応援するとともに、市民、企業、関係団体など周囲の理解促進を図っていきます。

1 制度概要

(1) パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行うことを約した二人の関係をいいます。

(2) 宣誓をすることができる方（次の要件の全て該当する方）

ア 民法に規定する成年に達していること。

イ 市内に住所を有すること、または一方が市内に住所を有し、かつ他の一方が3か月以内に市内に転入を予定していること。

ウ 婚姻していないこと。

エ 宣誓をしようとする方以外とのパートナーシップがないこと。

オ 宣誓をしようとする方同士が、民法に規定する婚姻することができない場合でないこと（宣誓しようとするもの同士が養子縁組を解消した場合を除く）。

(3) その他

本制度は法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。お二人の思いを尊重し、お互いを人生のパートナーとして、宣誓されたことを証明するものです。

2 手続きの流れ

(1) 宣誓日の予約 ■予約先 男女共同参画課

- ・ 宣誓を希望する日の3か月前から7日前までに電話またはメールで予約をしてください。

(2) パートナーシップ宣誓 ■場所 男女共同参画課（男女共同参画推進センターいこりあ）

- ・ 予約した日時に、本人確認ができる書類と、住民票の写しや戸籍抄本等の宣誓の要件が確認できる書類を持参し、お二人でお越しください。

(3) 宣誓書受領証等の交付

- ・ 「宣誓書の写し」と「宣誓書受領証」、「宣誓書受領証カード」（希望者のみ）を交付します。
- ・ 書類の不備等がなければ、原則即日交付します。

3 宣誓日の予約の開始

(1) 予約開始日

3月18日（木）9時から、電話またはメールで受け付けを開始します。

- ※ 宣誓希望日と時間帯（午前・午後など）、お二人の氏名、代表の方の
日中の連絡先などをお伝えください

(2) 施行日当日

4月1日（制度施行日）に宣誓を希望する場合は、3月18日（木）から23日（火）までに予約をしてください。

- ※ 交付番号「1番」を希望するパートナーが複数いる場合には、抽選で決定
します

(3) 受付先

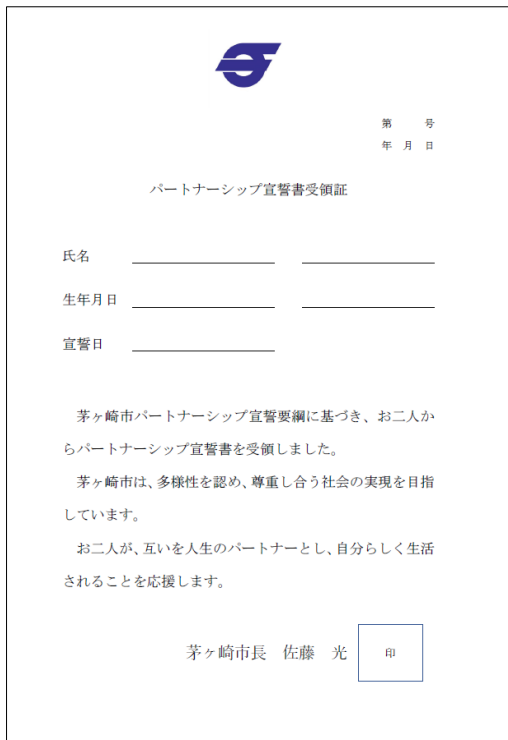
茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階 茅ヶ崎市男女共同参画課
（茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ）


電話0467（57）1414 メール danjo@city.chigasaki.kanagawa.jp

月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

9時～17時（12時～13時除く）

【参考】※ 現時点でのイメージです。運用開始までに変更になる場合があります
 <パートナーシップ宣誓書受領証> (A4サイズ)





第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 _____

生年月日 _____

宣誓日 _____

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

茅ヶ崎市は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指しています。

お二人が、互いを人生のパートナーとし、自分らしく生活されることを応援します。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 印

注意事項

- この受領証は、条例に基づきパートナーシップの締結の趣旨に従って取り扱ってください。なお、この受領証は法的効力を有するものではありません。
- 次の場合は、受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - 宣誓書の意思がよりパートナーシップが解消されたとき。
 - 宣誓書の一方又は双方が死亡したとき。（婚姻の届出を除く。）
 - 宣誓が効力なくなったとき。
 - その補償等の要件に該当しなくなったとき。

通称名を使用している場合、以下は「籍上の氏名」（別居の場合、これに準ずるもの）を記載します。

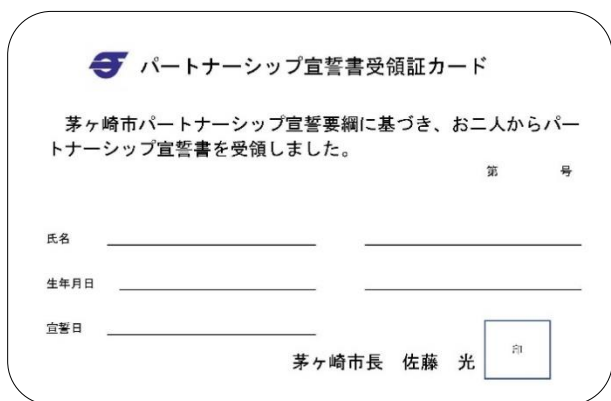
通称名 _____

戸籍上の氏名等 _____

茅ヶ崎市は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指しています。この受領証は、お二人が、互いを人生のパートナーとした宣誓書を受領したことを証するものです。法的効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

（発行：茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課）

<パートナーシップ宣誓書受領証カード> (運転免許証とほぼ同じサイズ)



 パートナーシップ宣誓書受領証カード

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

第 号

氏名 _____

生年月日 _____

宣誓日 _____

茅ヶ崎市長 佐藤 光 印

茅ヶ崎市は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指しています。このカードは、お二人が、互いを人生のパートナーとした宣誓書を受領したことを証するものです。法的効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

（発行：茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課）

（通称名を使用している場合）

通称名 _____

戸籍上の氏名 _____

緊急連絡先（記入は自由です。）
 私本人が急病やけが等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。

パートナー 連絡先 _____ 本人 自署 _____